

I 平成 24 年経済センサスー活動調査の概要

1 調査の目的

平成 24 年経済センサスー活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的として新たに創設された統計調査である。

2 調査期日

平成 24 年 2 月 1 日

3 調査対象

調査期日において、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業を対象として実施した。

ただし、次に該当するものは調査対象外とした。

(1) 日本標準産業分類のうち次に該当する事業所

- ア 大分類 Aー農業，林業及び大分類 Bー漁業に属する個人経営の事業所
- イ 大分類 Nー生活関連サービス業，娯楽業のうち小分類 792ー家事サービス業に属する事業所
- ウ 大分類 Rーサービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96ー外国公務に属する事業所

(2) 調査期日において、福島第一原発事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条第 2 項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第 1 項の規定に基づく「警戒区域」または原子力災害対策本部により設定された「計画的避難区域」に指定され、立ち入りできない地域

- ア 全域を対象外とした町村
檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村
- イ 一部の地域を対象外とした市町村
田村市、南相馬市、川俣町及び川内村

4 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とした。

5 調査方法

調査は、「調査員による調査」と「郵送調査及びオンライン調査」の2つの方法で実施した。

(1) 調査員による調査

支社・支店等のない単独の事業所及び新設の事業所については、調査員が訪問による調査票の配布・回収を行った。

(2) 郵送調査及びオンライン調査

支社・支店等を有する企業については、本所事業所に対し郵送により調査票の配布・回収を行った。そのうち、希望する事業所に対してはオンラインにより調査票の回収を行った。

なお、東日本大震災の影響により調査員の確保が困難な地域については、一部の地域において郵送調査を導入した。

6 調査事項

(1) 基礎的事項

調査期日における経営組織、従業者数、事業所の主な事業内容等

(2) 経理事項

平成23年1月から12月の1年間（暦年で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間）における売上（収入）金額、事業別売上（収入）金額等

Ⅱ 利用上の注意

- 1 事業所数、従業者数等の基礎的事項について、平成21年経済センサス－基礎調査（平成21年7月1日に実施）との比較を行った。
- 2 福島第一原発事故により全域が調査対象外となった町村については、一部の統計表を除き記載していない。
- 3 売上(収入)金額及び1事業所当たり売上(収入)金額については、必要な項目の数値が得られた事業所を対象として集計した。
- 4 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- 5 構成比等は、小数点以下第2位又は小数点以下第3位で四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- 6 表中に使用した符号等の意味は次のとおり。
 - 「△」 …マイナスの数値
 - 「－」 …該当数値なし
 - 「0.0」 …表示単位に満たない
 - 「…」 …集計対象外
 - 「X」 …該当数値の秘匿（※）
- (※) 「X」は、集計対象となる事業所数が1または2であるため、結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあることから該当数値を秘匿した箇所である。また、事業所数が3以上であっても、1または2の事業所の数値が合計との差し引きで判明する場合は、併せて秘匿している。
- 7 この調査結果は速報集計に基づくものであり、平成25年2月に公表した速報集計の結果と異なる場合がある。

Ⅲ 用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

3 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

4 経営組織

(1) 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

(2) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

ア 会社

法人のうち、株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会

社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、会社法の規定により日本で登記したものをいう。なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

イ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。

例えば、独立行政法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農(漁)業協同組合、事業協同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫などが含まれる。

(2) 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合(法人格を持たないもの)などが含まれる。

5 事業所の産業分類

事業所の売上(収入)金額や主な事業の種類(原則として平成23年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの)により、日本標準産業分類に基づき分類している。

6 事業活動

事業所の産業を分類する際は原則として売上(収入)金額の最も多い主産業によるが、主産業以外の事業も含め、行っ

ている事業を売上（収入）金額でとらえたものをいう。

7 単独・本所・支所の別、単独・複数の別

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

(2) 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）などがあって、それらの全てを統括している事業所をいう。

本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

(3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

(4) 複数事業所

本所及び支所が含まれる。

なお、総務省統計局の平成 24 年経済センサスー活動調査速報資料にある「複数事業所企業の事業所」と同義である。

8 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向または派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向または派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

(1) 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人である。

(2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

(3) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成 23 年 12 月と平成 24 年 1 月にそれぞれ 18 日以上雇用されていた人をいう。

9 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。

有価証券、土地・建物、機械・器具等の有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。

飯舘村

(7) いわき地域

いわき市

10 地域区分

県内の地域区分は次のとおり。

(1) 県北地域

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

(2) 県中地域

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

(3) 県南地域

白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村

(4) 会津地域

会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町

(5) 南会津地域

下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町

(6) 相双地域

相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、